沼津駅周辺の回遊性は

問　ＪＲ沼津駅周辺での回遊性向上を図るためには。

答　まちを人々が回遊するためには、まちの中ににぎわい拠点が幾つも点在し、これらが有機的に連携することが重要であると考える。本市ではこれまでもＢｉＶｉ沼津、キラメッセぬまづを中心とした駅北口の一体的な整備や、南口駅前広場やあまねガードからつながる歩行者道路を初めとした駅南口の周辺環境の整備が行われた。今後においても、現在策定を進めている新中心市街地活性化基本計画のもと、関係団体や市民と協働し、人々が集う回遊スポットの創出とその連携に努め、沼津駅周辺の回遊性向上を図っていく。

▲にぎわい拠点の一体的な整備が進む
ＪＲ沼津駅北口

新地方公会計制度についての考えは

問　総務省から平成十八年五月に新地方公会計制度研究会報告書が出され、原則として、国の作成基準に準拠し、企業会計の考え方の導入を図り、財務四表（貸借対照表・行政コスト計算書・資金収支計算書・純資産変動計算書）の整備や、地方公共団体本体及び関連団体を含む連結ベースで公会計の整備に取り組むことが明示されたが、①新地方公会計制度に対する考えは。②本市における普通会計と公営企業会計等の会計以外に連結対象となっている関連団体は。

答　①本制度は財政情報に加え、資産・債務の状況がよりわかりやすいものとなることから、財政情報の透明性を高め、健全な行財政運営に役立つものと考えている。②連結対象となる関連団体としては、一部事務組合として伊豆市沼津市衛生施設組合と駿豆学園管理組合、地方三公社として沼津市土地開発公社、第三セクター等として沼津まちづくり株式会社や財団法人沼津市振興公社などの団体がある。

情報公開請求への対応は

問　情報公開請求に対する情報提供の考えは。

答　情報公開請求において、その情報を開示するか否かは請求された情報を保管する部署が沼津市情報公開条例に基づき、個別・具体的に判断している。情報公開制度においては、市民の知る権利を保障する一方、個人に関する情報は不開示として、個人の権利、利益を最大限に保護することとなっており、情報提供を行う場合にも考慮すべきであると考えている。今後も情報公開について新しい事例、判例などの検討・調査や関係部署への情報提供等を通じて、開かれた市政を目指して情報公開を進めていく。

ＮＰＯに対する支援策の成果と今後の取り組みは

問　①これまでのＮＰＯに対する支援策とその成果は。②本市とＮＰＯとの協働についての今後の取り組みは。

答　①平成十六年十月の沼津市ＮＰＯセンター開設以来、ＮＰＯ法人の設立及び運営に関する相談や各種講座の開催等の支援を行う中で、当初二十五団体であった市内のＮＰＯ法人が四十八団体に増加するなど、ＮＰＯ法人の拡大と育成に成果を挙げてきた。②今後も、ＮＰＯ法人の活動に対する市民の理解を深めるとともに、ＮＰＯ法人の育成支援に努める中で、ＮＰＯ法人と行政との間で情報を共有し、それぞれの特徴を生かしながら協働を推進し、地域課題等の解決に努めていく。

▲本年４月から沼津市ＮＰＯセンターの機能が移転したぬまづ健康福祉プラザ「サンウェルぬまづ」